

人口と世帯

人口 392,402人
 男 194,965人
 女 197,437人
 (前月より478人増)
 世帯 157,810世帯
 (前月より339世帯増)
 (14年10月1日現在)

発行・町田市 編集・企画部広報広聴課
 〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23
 市役所の代表電話042・722・3111
 発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
 ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp>

(仮称)綾部原トンネル 起工式が行われました —平成17年完成予定—



野津田町の**新袋橋**と**小野路**を結ぶ、(仮称)綾部原トンネル(主要地方道府中町田線)の起工式が10月8日、東京都と町田市、地権者、工事関係者などが出席して行われました。この事業は、東京都が多摩地域の交通渋滞の緩和を図るため重点的に進めている多摩南北道路整備の一つとして位置づけられているものです。

延長730メートル、トンネル部分390メートルで、幅員は車道片側2車線7.5メートル、歩道3メートルが計画され、完成は平成17年を予定しています。

安全の確保
 トンネルの整備により歩道と車道が区分され、直線で結ばれることにより生活道路として安全に通行できることとなります。

時間の短縮

新袋橋
↑↓
小野路



10月8日、寺田市長と地元選出都議等で行われました

現在の交差点は、一日約2000台と交通量も多く、また狭い道路が大きく迂回しているため渋滞を引き起こしていましたが、トンネルの整備により片側2車線の直線道路になり、渋滞も解消され、時間の短縮が図られます。

事故の減少
 現在は片側1車線で見通しも悪く、対向車や歩行者の事故もありましたが、片側2車線となり対向車線と分離されることにより事故の減少が期待されます。

問東京都南多摩東部建設事務所
 729・1211

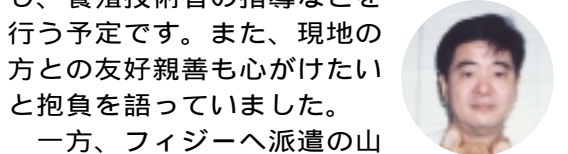
シニア海外ボランティア派遣 つくし野の萩原さん(エジプト) 金井の山室さん(フィジー)

国際海外協力事業団のシニア海外ボランティアに町田市から2人の方の派遣が決まりました。それぞれ現地へ向け出発しました。任期は2年です。

萩原正道さん
 エジプトへ派遣の萩原正道さんは民間会社で水産養殖飼料の研究などにたずさわっていました。マレーシア等で海外ボランティアとして養殖技術指導の経験もあり、今回は、以前の知識経験を生かし、養殖技術者の指導などを行う予定です。また、現地の方との友好親善も心がけたいと抱負を語っていました。

一方、フィジーへ派遣の**山室幸之助さん**は民間会社に30年間勤務し、その間培った技術などを生かし、世界に貢献したいとの強い希望で応募したものです。現地ではコンピュータネットワーク構築などを指導する予定です。また、スポーツ、文化活動などにも積極的に関わりたいと抱負を語っていました。

山室幸之助さん



保育料を改定します

平成15年4月から

市では、平成8年度から保育料を据え置いています。この間、複雑多様化する子育ての要望に対応し、様々な保育施策や子育て支援に努めてきましたが、保育所運営の経費も毎年増大してきました。一方、保護者が負担している保育料は、都下26市の中で最も低い水準となっています。

そこで、市では、「町田市保育料問題研究会」が示した保育料のあり方についての基本方針に基づき、保育料を改定します。

増大する保育所の運営費
 市内の認可保育園は、現在38か所、その運営経費は、国・都・市・保護者(利用者)で負担することになっていました。保育所運営に要する経費は、平成9年度では、44億1659万円でした。しかし、平成13年度の保育所運営費は56億6563万円となっています。このうち、市が負担した経費は、13億9216万円から26億4241万円と12億5025万円(89・8%)の増となりました。

一方、保護者が負担する保育料は、5億2777万円から5億6235万円と約3458万円(6・6%)の増にとどまり、保育所の運営経費に占める割合は小さくなっていきます。現在の負担割合は、下のグラフのとおり市の負担が全体の46・7%を占め、国は15・5%、都が27・6%、保護者(利用者)が9・9%となっています。

保育料改定の必要性
 保育料は、国が徴収基準額(保護者が負担すべき保育料)を定めています。市では、独自に基準額を設定し、保護者に代わりその一部を負担しています。しかし、保育料が6年間据え置かれてきたこともあり、国の基準額の保育料との差は年々大きくなり、その60%を市が肩代わり負担しています(全体経費の14・9%)。国の徴収基準額に対する保護者の負担割合は、40・0%と都下26市の中で最低水準です。

市では、経費の節減、既存事業の大胆な見直しを進めており、保育料の改定は、これらの一環として、市町村民税非課税世帯の一部が

育事業についても均衡のとれた対応をすることが求められています。そのため、平成8年に「町田市保育料問題研究会」(学識経験者、保護者等で構成)が示した保育料のあり方についての基本方針(国徴収基準額に対する保護者負担割合を50%目標。保護者負担の不公平感の是正。保護者に対して急激な負担増にならないよう配慮。)に基づき、保育料の改定を行うものです。

市では、待機児童の解消(特に低年齢受け入れ枠の拡大)や子育て支援サービス事業のさらなる充実にも努めていきます。皆さんのご理解と協力をお願いします。なお、詳しい保育料徴収基準額表は、今後お知らせする予定です。

改定のあらまし
 保育料は、主に前年分の所得税額によって決められています。従来どおり所得に応じた保育料の負担を

階層区分は従来どおりで、同一階層の改定幅は3歳未満児で300円、7000円、3歳以上児で3000円、5000円です。平均改定率は18・5%となります。

市町村民税非課税世帯の一部が

有料に
 ひとり親世帯を除く市町村民税非課税世帯に対して新たに月額1200円を負担していただきます。

同一世帯で3人以上保育の実施の場合は、末子を除き、上の子長児を基準額の3割減額、更にその上の年長児を9割減額とします。ただし、基準額を3割減額した額が1200円に満たないときは1200円とします。

問児童福祉課 ☎724・2138

